



CCAPが異議申し立てを棄却

いいえ

はい



CANNABIS CONTROL APPEALS PANEL

異議申し立て手続き

必要に応じて、両当事者は補足文書を提出することができる。

- 申立人は(記録の提出から)30日以内に見解陳述書を提出する。
- 被申立人は(見解陳述書の提出から)15日以内に反対陳述書を提出する。
- 申立人は(反対陳述書の提出から)7日以内に答弁書を提出する。

CCAPは、ケースを撤回(差し戻し)し、被申立人に再検討させる。

CCAPは以下のいずれかの最終決定を下す。

1. 支持
2. 差し戻し
3. 撤回

パネルが仮決定を下し、両当事者に通知する

90日

20日

いいえ

CCAPは被申立人の決定を支持、または撤回する

(いずれかの当事者またはパネルによる)口頭弁論請求があるか?

はい

いずれかの当事者がパネルの最終決定に同意しない場合、カリフォルニア州最高裁判所またはカリフォルニア州控訴裁判所のいずれかに再審請求を行うことができる。

90日

口頭弁論: 各当事者がそれぞれの主張を述べる。
新たな証拠の提示は不可。

エグゼクティブディレクターが定める日時/場所